

平成27年2月27日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険の被保険者であり、かつ厚年法による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給資格期間を満たした者(以下、単に「受給資格期間を満たした者」という。)であるA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの事実上の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「A様が死亡した当時、請求者請求人様が内縁関係にあったとは認め難く、かつ生計を維持されていたものとも認められないため。遺族厚生年金は、厚生年金加入者または加入していた人が死亡した当時、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。A様と請求人様は、死亡当時の事実婚関係を証明するものは申立書及び第三者の証明書のみであり、ご提出いただいた病院の診療記録は内縁の妻の存在を確認できる記述は一部ありますが、それが請求人様を内縁の妻と特定できる程の資料とはいえません。また葬儀の喪主になっておらず、ほかに客観的に事実婚関係を証明するものもないことから、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在するとは推察されません。経済的援助についても申立書の中で、毎月生活費

として20万から25万円の援助はすべて現金で受け取っていたとご記入いただいておりますが、そのことを客観的に確認できる資料がないため、請求人様がA様に生計維持されていたとは認められません。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 受給資格期間を満たした者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持した場合には、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 厚年法第3条第2項により、上記1の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされている。

3 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、亡Aの死亡時点において、亡Aの戸籍上の妻はいないこと、請求人と亡Aは婚姻の届出をしていなかったこと、以上の事実が認められ、これらの点については当事者間に争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持した配偶者(事実婚関係にある者)と認めることができるかどうか、ということである。

第4 事実の認定及び判断

1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1)～(13) (略)

2 以上の認定事実に基づいて、請求人が亡Aと事実婚関係にある者(厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)に該当するかどうかについて検討するに、認定基準によれば、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要というべきである。また、認定基準によれば、本件の場合、生計同一関係が認められるためには、請求人の住民票上の住所が亡Aと異なっているため、請求人が以下の要件のいずれかに該当する必要がある。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

3 これを本件についてみるに、請求人の住民票は〇〇区の居宅にある一方で、亡Aの住民票は〇〇区の居宅であり、請求人は、請求人の〇〇区の居宅で一緒にいたが、病気になるまでは会社の住所で一緒にいたと申し立てているが、請求人

と亡A連名の宛名の郵便物はないというのであり、亡A宛の郵便物の提出はなく、その他の同居の証拠となるようなものもなく、また、平成〇年〇月に亡Aが入院して以降は、退院後も〇〇区の居宅での訪問介護を受け、「内縁の妻は同居していない」とされていることから、同居の事実を的確に裏付けるものはない。経済的援助についても、請求人は前記のとおり申し立てているが、それは申立てのみであって、これを裏付ける資料がなく、請求人は、H〇年〇月から毎月給料日に生活費として20万～25万円手渡された旨述べているが、亡Aは、平成〇年〇月〇日に、〇〇籍のBと婚姻し、平成〇年〇月〇日付で同人と離婚しているが、この婚姻期間中にも上記のように毎月手渡しで20万円から25万円を請求人に提供していたと認定するには合理的な説明と客観的な裏付資料を要すると解すべきところ、そのような説明も資料もないのである。そして、亡Aと請求人との間で、社会通念からして、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があったと認めるに足りる資料はない。

本件においては、このように、請求人と亡Aが夫婦として生活していた実態を客観的かつ的確に示す資料がなく、両名の婚姻の意思も確認できないのである。また、病院関係者は、請求人を「内縁の妻」「友人」等記載しているが、これは病院側が相対的に見た認識を記載しているのであって、内縁の妻と認めたわけではなく、これをもって、請求人を内縁の妻であると認めることはできない。また、上記1の(12)で認定したように、病院関係者は、亡Aの診療に係るキーパーソンをCとしており、請求人ではない。この点を含め、本件で提出された全ての資料を精査しても、社会通念上、亡Aと請求人との間で、夫婦と同様の共同生活が営まれていたとの事実を認めるに足りる事情があったとも認めることはできないといわざるを得ない。なお、請求人は、

亡Aの位牌、仏壇及び骨つぼ等を祀っていると主張するが、その主張事実を併せても、請求人と亡Aとの間に、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、かつ、社会通念上、その合意に基づいて、夫婦の共同生活と認められる事実関係があったと推認するには足りない。

- 4 そうすると、亡Aと請求人との関係をもって、いわゆる内縁関係とみることはできないのであって、請求人が亡Aと婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者に当たるということはできず、また、請求人が亡Aによって生計を維持した者に当たるとはいえないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。